

健診データ提供基本方針

第 1 条 この基本方針は、公益財団法人島根県環境保健公社（以下「公社」という。）が保有する県民の健康に関するデータを提供する場合における基本的な考え方を定めることを目的とする。

第 2 条 公社は、将来にわたる島根県民の健康増進に寄与するため、生活習慣病等の予防・啓発を目的として健診データを積極的に疫学調査に用いる仕組みを構築し、大学等の専門機関からの求めに応じ、公衆衛生の充実・強化、さらには先進的・先駆的予防医学の研究及び確立に活用される学術・疫学研究にデータを提供する。

第 3 条 学術・疫学研究へのデータの提供を受けようとする機関は、利用目的を特定し、明確にするものとする。利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限るものとする。

第 4 条 公益財団法人島根県環境保健公社健診データ活用委員会は、データの提供等に関し公社に助言を行うことができる。

2 公社は委員会で得た助言を踏まえて申請者にデータを提供するものとする。

第 5 条 公社は県民の健診データが個人情報であることに鑑み、対象者の尊厳と人権を守るため、個人情報の保護に努めるものとする。

第 6 条 公社が実施した健康診断及び検査のデータ等は無償で提供する。

第 7 条 公社及びデータの提供を受けた機関は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年 4 月 16 日制定）」等を尊重、遵守するものとする。

附則

- 1 この基本方針は平成 23 年 3 月 23 日から適用する。
- 2 この基本方針は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この基本方針は平成 26 年 10 月 31 日から適用する。
- 4 この基本方針は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この基本方針は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 6 この基本方針は令和 6 年 7 月 1 日から適用する。